（第６号様式　ＪＶ用）

特別共同企業体協定書

（目　的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　(1) 西いぶり広域連合発注にかかる西いぶり広域連合旧中間処理施設解体工事

　　　（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

　(2) 前号に附帯する事業

（名　称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特別共同企業体（以下

　「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は令和　　年 　 月　　日に成立し、工事の請負契約の履行後３ケ月を経過するま

での間は、解散することができない。

２　工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該工事に係

る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

1. 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と

折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金・中間前払金及び部分払金を含む。）

の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者

と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外の物による出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設

　けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

（決　　算）

第12条　当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を

配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を

負担するものとする。

（権利義務の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱

退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては残存構成員が

共同連帯して工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときの残存構成員の出資の割合は、脱退構成

員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、

これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じ

た場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除し

た金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において，脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項か

ら第５項までを準用するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき貸しがあったときは、各構成員は共同連

帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　特別

　共同企業体の協定を締結したので、その証拠としてこの協定書の正本２通と副本１通を作成し、構

成員が記名捺印のうえ、正本は各自所持し副本は市長に提出するものとする。

　　　　　　　　令和 　　 年 　 月　　　日

　　　　　　　　　代表者　　所在地

商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　構成員　　所在地

商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印